

- 自動車リサイクル法における適正業務 -

エアバッグ類 適正作業等について

- 簡易マニュアル -

ver.2

エアバッグ類が自動車リサイクル法における対象品目に指定された経緯

〔エアバッグ類〕

エアバッグ類はガス発生剤を使用し爆発性があるため、リサイクル工程における安全性の確保の点で問題があり、また1999年に（社）自動車工業会が自主的に使用全廃するまではエアバッグ類のガス発生剤として有毒なアジ化ナトリウムが使用されていたこと、また、2000年9月に採択されたEU廃車指令※において廃車処理時の事前解体に関する規制として「爆発の恐れのある部品（例：エアバッグ）を取外しまたは無害化すること」が規定されたことを受け、解体工程においてその適正な処理が特に求められた。

※ EU廃車指令※= DIRECTIVE 2000/53/EC (Annex I)

1997年5月 「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」策定

1999年10月 「エアバッグ・インフレーター回収・処理システム(実証実験事業)」開始

目的: 未作動インフレーターをシュレッダー工程で破碎することなく、個別に効率よく安全に処理するとともに、使用済み自動車処理事業者に対し、将来の実稼動に備えた廃棄物処理法上必要とされる業の許可取得を呼びかけるなど、事業推進についての理解促進活動を行なう。

運用: (社)日本自動車工業会に「エアバッグ回収・処理登録センター」を設置し、(社)日本自動車部品工業会と共同で使用済み自動車に装備されているインフレーターの回収・処理システムを構築・運営（～2005年3月）。

「エアバッグ回収・処理登録センター」に登録した事業者が取り外し分解した運転席、助手席のインフレーターを既存の排ガス用触媒の回収ネットワーク（全国 21 拠点）を活用して回収し、2ヶ所の特定処理施設に持込み処理する。

インフレーターの回収・運搬・処理費用、センター運営費等の運用費用は、(社)日本自動車工業会と(社)日本自動車部品工業会が負担。

※ 1999年10月～2005年3月までの実績（参考）

登録事業者数: 1,865社（2,362事業所）

回収・処理個数: 運転席 201,243個、助手席 47,017個、合計 248,260個

2002年7月 「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」制定

2005年1月 本格施行

「エアバッグ・インフレーター回収・処理システム」で構築した既存のスキームを活用して回収を行うとともに、解体業者において使用済み自動車に装備されたままの状態では通電して処理を行う車上作動処理を導入。

目的: 自動車メーカー等にインフレーター等の引取り・再資源化義務を課することにより、「エアバッグ・インフレーター回収・処理システム」の取組みに加えて、自動車メーカー等の創意工夫によるエアバッグ類の取外容易設計やリサイクル容易設計が更に促進されるものと見込まれ、大量・効率的なリサイクル・処理が進展することを期待。

運用: 電子マニフェストシステムを構築し、使用済み自動車の処理工程（引取り・フロン類回収・解体（エアバッグ類処理）・破碎）を一元的に管理。

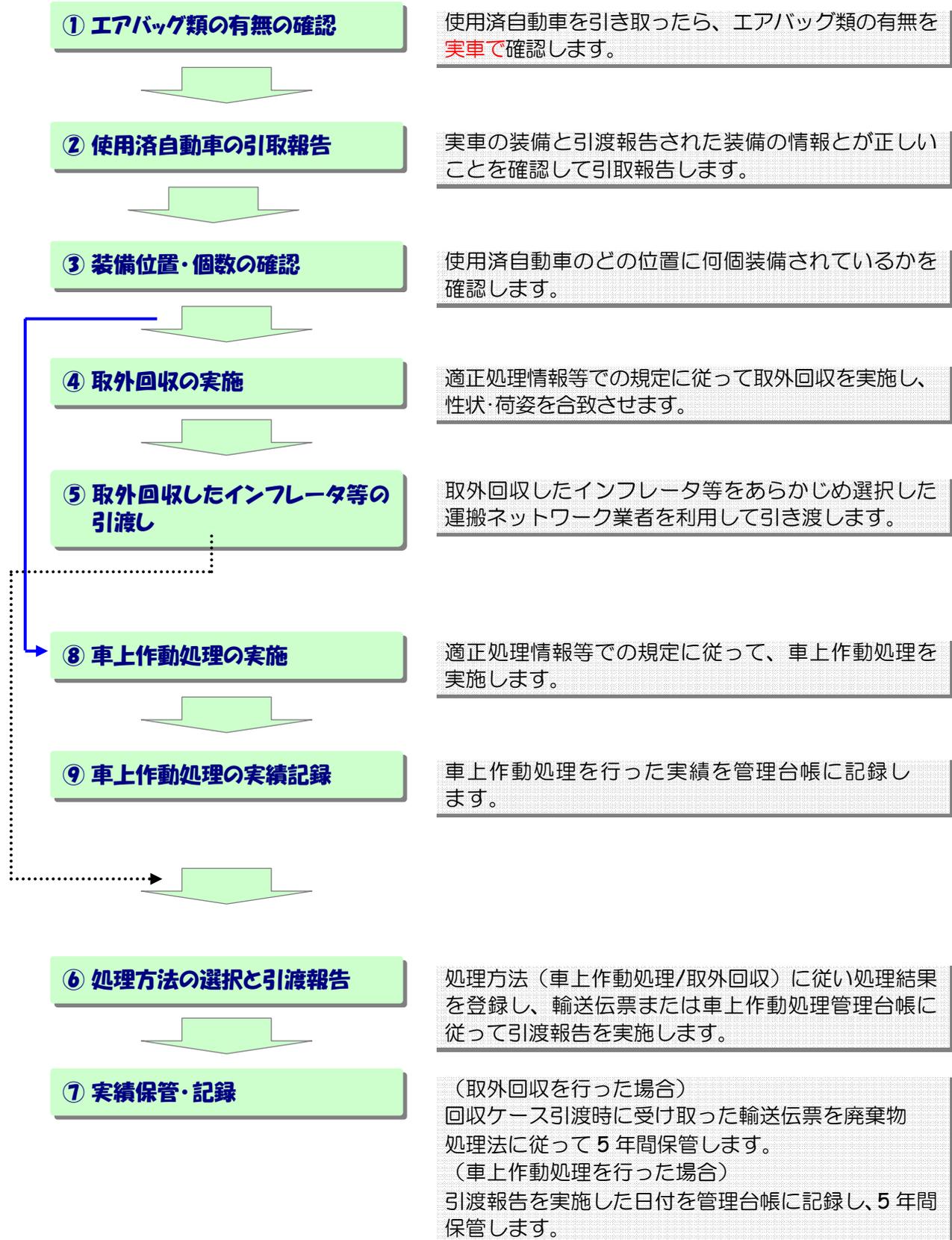
自動車ユーザーからの回収・再資源化費用の徴収は（財）自動車リサイクル促進センターが実施し、自動車再資源化協力機構が自動車メーカー・輸入業者から委託を受け、解体業者・引取場所・再資源化施設への費用支払い等の業務を実施。

車上作動処理については、解体業者が自動車メーカー等に代わって再資源化を実施する位置づけであることから、自動車メーカー等（自動車再資源化協力機構が窓口）と解体業者の間で委託契約を締結の上、国の認定を受けることが必要。

I. エアバッグ類の適正・適切な業務

1. 業務手順

エアバッグ類の取外回収・車上作動処理業務は、以下の手順で実施してください。



2. 業務内容

① 装備（エアバッグ類有無）の確認

〔実車装備確認〕



〔車台詳細情報画面での車台実車装備情報確認〕

◆車台基本情報		◆メーカー等選定のエアバッグ類装備情報 （「無」はオプション装着の可能性がりますので、廃車をご確認ください）	
車台番号	12345678901234567890	運転席	1
型式	1234567890	助手席	1
車名	N1N1N1N1N1N1N1N1	サイド	0
車種報告番号	123456789012345	カーテン	0
製造メーカー名	N1N1N1N1N1N1N1N1	プリテン	2
型式決定番号	1050	◆エアバッグ類 詳細情報	
生産年	1050	一級自動システムへの対応	
◆エアバッグ類の有無	無	一級自動システムに非対応です	
◆エアバッグ類の有無	無	二級自動システムへの対応	
◆エアバッグ類の有無	無	二級自動システムに非対応です	
◆エアバッグ類の有無	無	サイドエアバッグはオプション装着のため装備を確認して下さい	
◆エアバッグ類の有無	無	◆エアバッグ類 選定情報	
◆エアバッグ類の有無	無	フロント側	無
◆エアバッグ類の有無	無	フロント側	OFF
◆エアバッグ類の有無	無	エアバッグ類	無

「実車装備」と「車台実車装備情報」が整合しているか確認

または、「1.1 使用済み自動車/解体自動車の引取報告」画面でも確認できます。エアバッグ類無の場合は「エアバッグ類処理対象選択」入力できません。

引取報告日	引取元事業者/事業所名	車台番号	型式	車名	エアバッグ類 処理対象選択	引取報告 対象選択
2004/12/09	〇〇フロンティア(株) 〇〇工場	12345678901234567890	1234567890	N1N1N1N1N1N1	○	○
2004/12/12	〇〇(株) 〇〇営業所	FF1-1234567890	10-001	N1N1N1N1N1N1	○	○
2004/12/12	〇〇解体(株)	021-1234567890	10-001	N1N1N1N1N1N1	○	○
2004/12/12	〇〇(株) 〇〇営業所	HH-1234567890	10-001	N1N1N1N1N1N1	○	○

※ 事故等でエアバッグ類が全て作動済みの場合は装備「無」で引取報告！！

② 使用済み自動車の引取報告

〔解体工程 1.1 使用済み自動車/解体自動車の引取報告〕

1. 電子 manifests による移動報告	
1.1	引取報告 使用済み自動車/解体自動車の引取報告
1.2	引渡報告 解体業者への使用済み自動車/解体自動車の引渡報告
1.3	引渡先確定済車台の一覧 破砕業者への解体自動車の引渡報告
1.4	引渡報告
1.5	引渡先確定済車台の一覧

整合を確認してから引取報告をします。

③ 装備（エアバッグ類の装備部位および個数）の確認

〔解体工程 1.1 使用済み自動車/解体自動車の引取報告〕

〔実車装備確認〕



〔車台詳細情報画面での装備情報確認〕

◆車台基本情報		◆メーカー等選定のエアバッグ類装備情報 （「無」はオプション装着の可能性がりますので、廃車をご確認ください）	
車台番号	12345678901234567890	運転席	1
型式	1234567890	助手席	1
車名	N1N1N1N1N1N1N1N1	サイド	0
車種報告番号	123456789012345	カーテン	0
製造メーカー名	N1N1N1N1N1N1N1N1	プリテン	2
型式決定番号	1050	◆エアバッグ類 詳細情報	
生産年	1050	一級自動システムへの対応	
◆エアバッグ類の有無	無	一級自動システムに非対応です	
◆エアバッグ類の有無	無	二級自動システムへの対応	
◆エアバッグ類の有無	無	二級自動システムに非対応です	
◆エアバッグ類の有無	無	サイドエアバッグはオプション装着のため装備を確認して下さい	
◆エアバッグ類の有無	無	◆エアバッグ類 選定情報	
◆エアバッグ類の有無	無	フロント側	無
◆エアバッグ類の有無	無	フロント側	OFF
◆エアバッグ類の有無	無	エアバッグ類	無

「装備情報」を参考に実車のエアバッグ類の装備位置・個数を確認

(1) 取外回収の実務

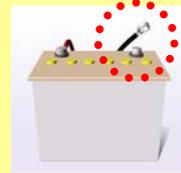
④ 取外回収の作業手順 -

〔引取基準にしたがった取外回収の実施〕

従業員の安全を確保するため、必ず以下の注意事項を守って作業を行う。

i バッテリー端子をはずし所定時間放置

バッテリーのマイナスターミナルを外し、所定時間放置した後作業を開始。



ii 静電気の除去

車台等で素手で除電してから作業を開始。



iii 取外回収作業

作業開始から終了まで保護メガネ・手袋を着用し、エアバッグの正面を避けて作業。



iv インフレーター等への分解

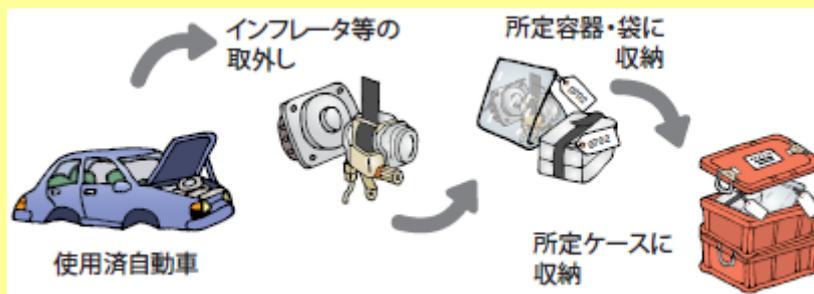
車台からモジュールを取り外したら、速やかにインフレータの状態まで分解。

(分解が困難なものは「適正処理情報」で確認)。



v 荷姿作成

1車台ごとに回収袋に梱包し、荷札に車台番号を記入して回収ケースに収納（インフレーター 10 個程度が目安）。



「引取基準」に合致していないエアバッグ類は、適正な状態にするための作業料金を請求される場合があるので注意!

「引取基準」に合致していないエアバッグ類によって運搬時や保管時に事故等が発生した時は、その責任を問われる場合があるので注意!

⑤ 取外回収の実施

(引取基準に合致していない例) (詳細は「エアバッグ類適正処理情報」等で確認)

-1. 運転席用機械式インフレーターは専用回収容器に収納する!

機械式インフレーターは強い衝撃を受けると誤作動する可能性があるため、インフレーターの状態に分解したら速やかに専用回収容器に収納する。

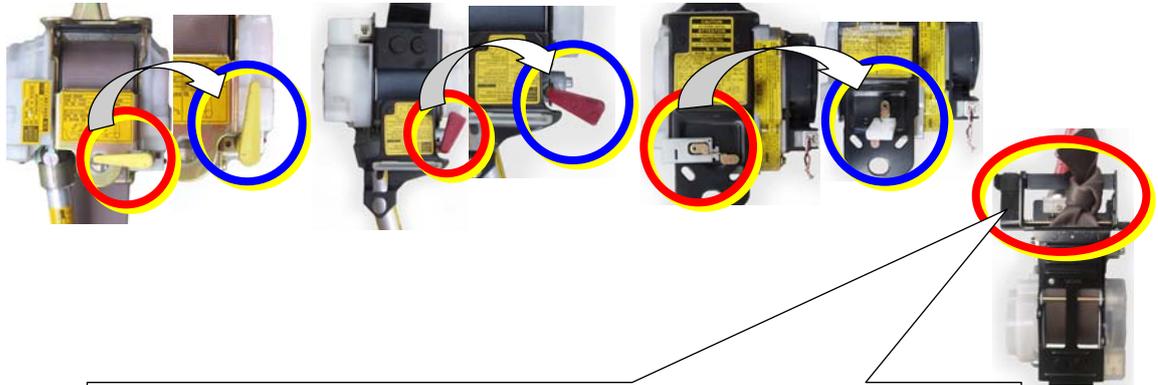


分解したら
専用回収容器に



-2. 機械式シートベルトプリテンショナーは安全装置を働かせる!

機械式シートベルトプリテンショナーは自動的に安全装置が働く構造にはなっていないことから、手動で安全装置を働かせた上で回収ケースに収納する。



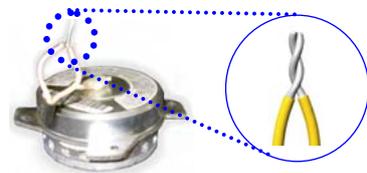
※ 三菱車は安全装置の形状が若干異なるので、メーカー提供の「適正処理情報」で確認!

-3. 電気式インフレーター等のハーネスはショートする!

電気式インフレーター等は通電すると誤作動する可能性があるため、ハーネスのつけ根ではなく5~10cm程度残して切断し、先端を撚りあわせて回収ケースに収納する。



適度な長さで切断し、
先端をショート



⑥ 取外回収したインフレータ等の引渡し
〔運搬ネットワークを利用した引渡し〕

取外回収したインフレータ等の数が少ないため、回収ケースが満杯になる前に確認通知が発生する場合があります。

※ 確認通知・・・使用済自動車を引き取った後 120 日以内に解体自動車及びエアバッグ類の引渡しを行わないと確認通知が発生する。
 確認通知後 10 日経っても引渡報告がない場合、自治体に遅延報告が発信される。

確認通知が発生したら、「エアバッグ類の引渡しに係る遅延の事前報告書」を作成し、所管の自治体および自動車再資源化協力機構に FAX で提出します。



遅延報告が発生する前に自治体に対して事前報告を行い、エアバッグ類の引渡しに必要な期間等について自治体の確認を受けることで、引渡期間を最長 1 年延長することができます。

提出する事前報告書および記入方法・添付する書類については自再協HP (<http://www.jarp.org/12/05.html>) より入手・確認できます。

⑦ 処理方法の選択と引渡報告

- ① 〔解体工程 1.10 エアバッグ類処理方法の選択〕
- ② 〔解体工程 1.11 エアバッグ類（取外回収）の引渡報告〕

① 「処理方法の選択」画面で「回収」にチェック。

回収	作動
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 輸送伝票を基に引渡報告を実施。



※ 一部作動一部回収を行った場合は「作動」と「回収」の両方にチェック！！

(2) 車上作動処理の実務

〔車上作動処理委託契約の基本事項〕

車上作動処理は、自動車メーカー等と委託契約を締結し経済産業大臣・環境大臣の認定を受けた上で、下記の事項に従って実務を行ってください。

(詳細は「エアバッグ類車上作動処理における遵守事項」で確認してください)

a 契約内容の遵守

- ◇ 車上作動処理の実務に関する責任者を明確にする。
- ◇ 規約・申込書類等、適切に保管・管理する。
- ◇ 自動車メーカー等が提供する情報について、従業員に周知徹底する。
- ◇ 原則、車上作動処理を実施する。
- ◇ 管理台帳に基づき引渡報告を行う。

b 適正な車上作動処理

- ◇ 自動車メーカー等が定める安全・確実な方法に従って作業を実施する。
- ◇ 解体業の許可要件に即した施設・設備の維持管理を行う。
- ◇ 車上作動処理の実施に必要な工具・ツール類を適正に使用し、点検・保管等適切に管理する。

c 記録と報告

- ◇ 車上作動処理を実施したら、速やかに管理台帳に記録する。
 - ※ 管理台帳を作成していない場合、管理台帳はあるが実績記録が確認できない場合、また、管理台帳の項目に不足がある場合は、お支払いしているリサイクル料金の返還を願いますので、確実に記録を行ってください。
 - ※ 管理台帳は5年間保管してください。

d 苦情への対応

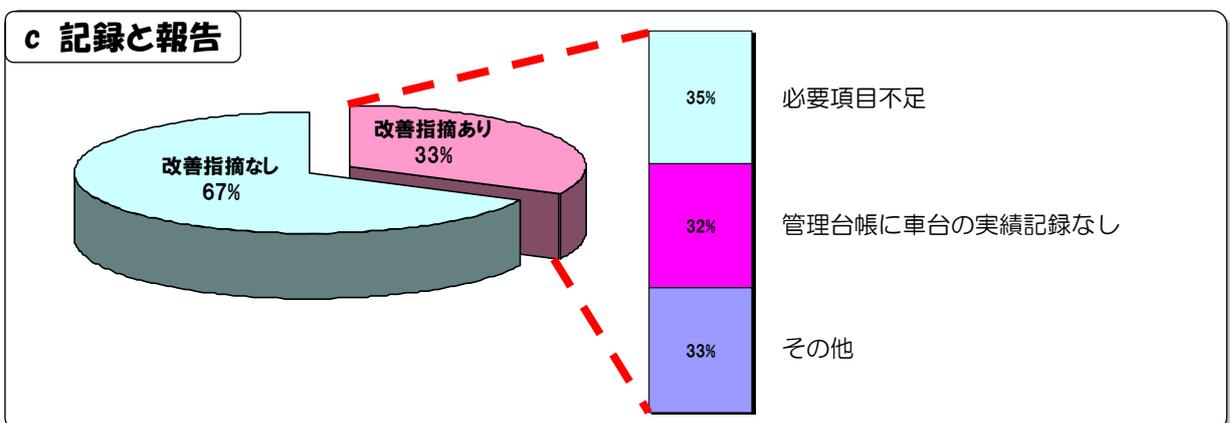
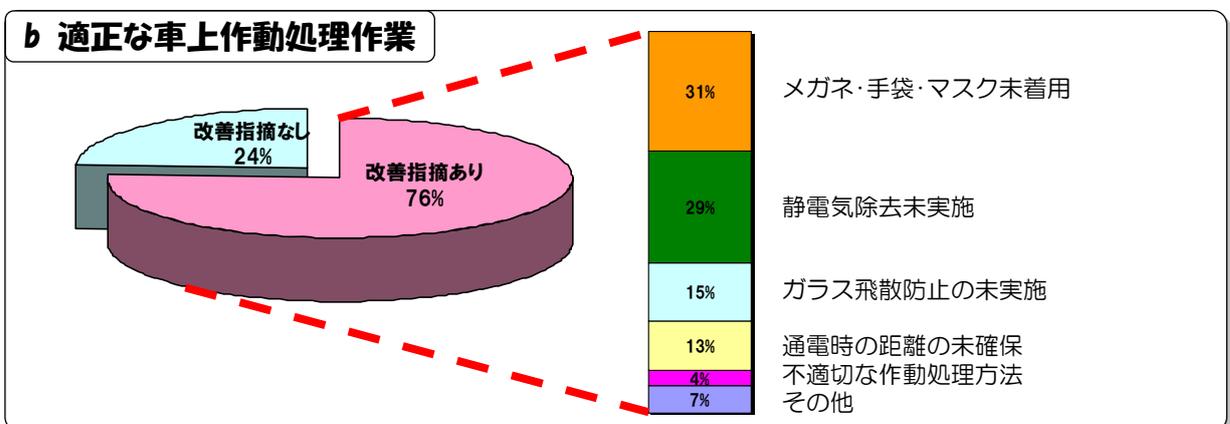
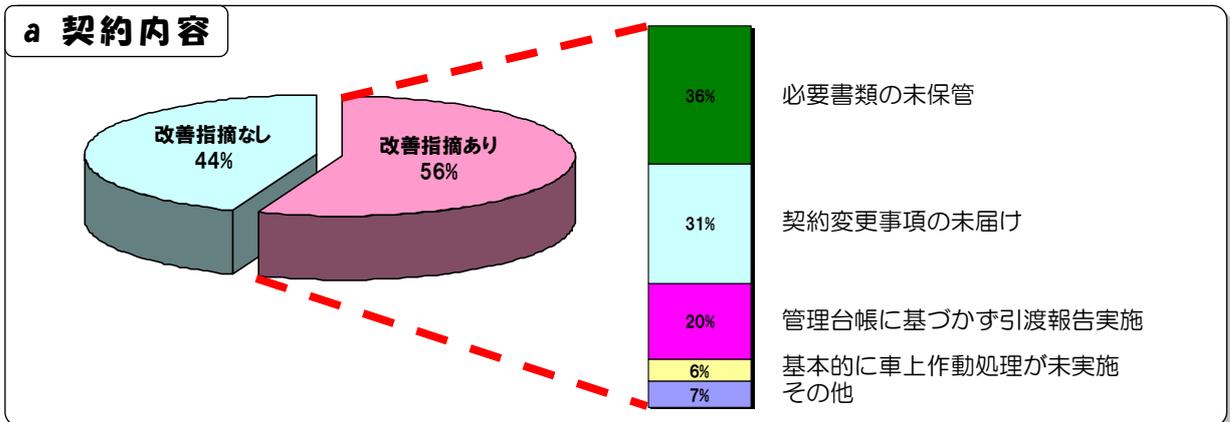
- ◇ 万一、近隣から苦情等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応・改善できるよう、責任者を明確にしておく。

e 業務調査等の受入れ

- ◇ 自動車再資源化協力機構または自動車再資源化協力機構が委託した者が業務遂行状況等の確認のため実施する監査等を受け入れる。
 - ※ 監査等にご協力いただけない場合、契約を解除させていただく場合がありますのでご了承ください。

〔車上作動処理の実状（車上作動処理監査時の主な問題指摘事項）〕

自動車再資源化協力機構が実施した車上作動処理監査では、エアバッグ類の車上作動処理について、残念ながら一部の事業者では誤った独自の方法で処理が行われている実態がありました。



車上作動処理は、廃棄物処理法における委託契約と同様、自動車メーカー等と委託契約を締結した上で、経済産業大臣・環境大臣の認定を受け、自動車メーカー等に代わって再資源化の行為を実施するものです。

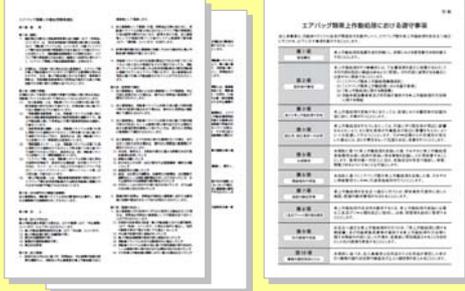
したがって、自動車メーカー等と同様、その作業や実績の管理について国の機関による立入検査の対象になっており、上記業務内容が不適切と判断された場合は指導・勧告・命令を受けることになります。

a. 契約内容

-1. 必要書類の保管〔遵守事項第2項・第5項〕

下記書類は委託契約書類・業務マニュアル・実績記録として重要なので確実に保管する。

**エアバッグ類車上任働処理業務規約
エアバッグ類車上任働処理における遵守事項**



適正処理情報（共通知報）

**車上任働処理加入登録申込書
（様式1～6-②）の控え**



エアバッグ類車上任働処理
管理台帳

-2. 申込内容の変更〔規約第6条/遵守事項第2項〕

申込書類は契約書類の一部であり、国へも認定申請時に提出していることから、周辺状況変更時等は速やかに届出が必要。

 届出が必要な変更内容、届出に必要な書類一式は自再協HP (<http://www.jarp.org/>) または「適正処理情報 共通知報 2007年版（46ページ）」より確認・入手できます。

-3. 管理責任〔遵守事項第1項・第9項〕

車上任働処理実施責任者を明確にし、実務における社内の管理責任体制を確立する。

 「車上任働処理実施責任者」とは車上任働処理業務全般（車上任働処理・実績記録・移動報告）における責任者のことを言います。
責任者は適正な車上任働処理業務を従業員に周知徹底させることを目的とした社内教育を実施します。

-4. 発声音・発生臭等への対策〔遵守事項第4項〕

作業に伴う発声音・発生臭等が作業員及び周辺に影響を与えないよう十分配慮して行う。

 万一近隣から苦情等が発生した場合、迅速かつ適切に対応・改善を行うために責任者を明確にしておきます。

b. 適正な車上作動処理作業

-5. 車上作動処理の実施

(規約第9~10条/遵守事項第3項)



適正処理情報 (共通情報)

適正処理情報等に
したがった作業を
実施



- 車上作動処理の作業手順 -

(適正処理情報等にしがった作業の実施)

従業員を安全を確保するため、必ず以下の注意事項を守って作業を行う。

i バッテリー端子をはずし所定時間放置

誤作動を防ぐため、バッテリーのマイナスターミナルをはずし、所定時間(適正処理情報「各社情報」参照)放置した後作業を開始。



ii 静電気の除去

誤作動を防ぐため、車両や鉄柱等確実にアースがとれるものに素手で触れて除電してから作業を開始。



iii 結線作業

静電気による誤作動および怪我防止のため、作業開始から終了まで保護メガネ・手袋を着用。



iv ドアを閉めガラス等の飛散防止

ガラス飛散等による怪我防止のため、車台のドア・窓を閉め、車両全体をカバー・毛布・コンテナ等で覆い飛散防止対策を実施。

※ 車両にドア・窓がある場合でも必ず実施

※ ダッシュボードの上に何も無いことも確認



v 発生音・発生臭への対策

車上作動処理契約申込時に宣言(申込書類(様式2)等)した発生音・発生臭対策を実施。



vi 通電時の距離を確保するとともに遮蔽物を設置

ガラス等飛散による怪我防止のため車両から 5m 程度（適正処理情報「各社情報」参照）離れて、**車両との間に** ついたてやフォークリフト等の遮蔽物を設置。

**x 通電時のヘルメット着用**

ガラス等飛散物から頭部を保護するため、**ヘルメットを** 着用。

**vii 通電実施を周囲に伝え、周辺の安全を確認して通電**

作業員以外の方の安全確保のため周囲に通電実施を呼びかけ、**車両周辺に人がいないことを**確認して通電。

**viii マスクを着用し車室内のガスを換気**

発生ガスを吸引しないよう、**換気時はマスクを**着用。

**ix すべての部位が作動済みであることを確認し台帳に記録**

換気が完了したら**すべての部位が作動済みであることを**確認し、速やかに**処理実績を**記録。シートベルトプリテンショナーも忘れずに確認。

**その他の注意事項**

下記に記載した作業は、危険ですから決して行わないでください。



可燃性のカバーを直接掛ける。



車台から外しシートの上等で車上作動処理する。

万一、事故等が発生した場合は、現場を保存(写真等による保存でも可能)の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください!!!

c. 記録と報告

-6. 車上作動処理の実績記録
〔遵守事項第5項〕

〔車上作動処理の作業実施〕



作動を実施した
個数を確認し
速やかに記入

〔管理台帳への作業実績記録〕

① 事務所管理欄(1)		② 作業場管理欄			③ 事務所	
No.	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式 回収 一括	処理箇所	エアバッグ類 移動機体引渡済
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○	2	環境去掃
2	BB1234567890	BBBBB	1/6	○	4	環境去掃
3	CC1234567890	CCCCC	1/7	○	6	環境去掃
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○	1	環境去掃

💡 車上作動処理を実施した個数を確認し、その場で管理台帳に記入しておく。
現場で管理台帳を記入することが難しい場合は、「車台詳細情報」を活用するのも一案です。

◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報
(「※」はオプション装着の可能性があるので、現車をご確認ください)

運転席	個別
助手席	✗ エアバッグなし
サイド	個別
カーテン	取り外し
ブリテン	

◆エアバッグ類 詳細情報

一括作動システムへの対応	一括作動システム対応車両です
--------------	----------------

-7. 処理方法の選択と引渡報告

- ① 〔解体工程 1.10 エアバッグ類処理方法の選択〕
- ② 〔解体工程 1.13 エアバッグ類(車上作動処理)の引渡報告〕

1.8	引渡報告	非認定全部利用者への解体自動車の引渡報告
1.9	引渡先確定済車台の一覧	※非認定全部利用者：メーカー
① 1.10	エアバッグ類処理方法の選択	エアバッグ類処理方法の選択
1.11	引渡報告	エアバッグ類(取外回収)の引渡報告
1.12	引渡先確定済荷姿の一覧	
② 1.13	引渡報告	エアバッグ類(車上作動処理)の引渡報告

① 「処理方法の選択」画面で「作動」にチェック。

回収	作動
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 管理台帳を基に引渡報告を実施。

① 事務所管理欄(1)		② 作業場管理欄			③ 事務所管理欄(2)		備考
No.	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式 回収 一括	処理箇所	エアバッグ類 移動機体引渡済	
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○	2	環境去掃	
2	BB1234567890	BBBBB	1/6	○	4	環境去掃	2番は事故で作動済み
3	CC1234567890	CCCCC	1/7	○	6	環境去掃	写真なし
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○	1	環境去掃	1個取外回収

※ 一部作動一部回収を行った場合は「作動」と「回収」の両方にチェック!!

-8. 実績記録

〔管理台帳への引渡報告日の記録〕

① 事務所管理欄(1)		② 作業場管理欄			③ 事務所管理欄(2)		備考
No.	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式 回収 一括	処理箇所	エアバッグ類 移動機体引渡済	
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○	2	環境去掃	2番は事故で作動済み
2	BB1234567890	BBBBB	1/6	○	4	環境去掃	1/9
3	CC1234567890	CCCCC	1/7	○	6	環境去掃	1/9
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○	1	環境去掃	1/9

- 実績記録 -

(管理台帳の記入内容)

「エアバッグ類車上作動処理管理台帳」は車上作動処理を行った実績を証明する重要な書類であることから、指定されたすべての項目を記録しておく必要があります。
また、「管理台帳」は5年間保管しておきます。

【記入例】エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳										
① 事務所管理欄 (1)		② 作業場管理欄			③ 事務所管理欄 (2)			備考		
No.	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式 個別	処理個数 一括	確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	解体自動車 引渡先	解体自動車 引渡日	
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○	2	環境太郎	1/6	◇◇◇破壊株式会社	1/9	2個は事故で作動済み
2	BB1234567890	BBBBB	1/6	○	4	環境太郎	1/6	◇◇◇破壊株式会社	1/9	D席1個、P席1個、Pr2個
3	CC1234567890	CCCCC	1/7	○	6	環境太郎	1/8	◇◇◇破壊株式会社	1/9	写真なし
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○	1	環境太郎	1/8	◇◇◇破壊株式会社	1/9	1個取外回収
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

☆車台番号☆
全桁を記入してください。

☆作動処理実施日☆
現場において実際に車上作動処理を実施した日を記入してください。
※エアバッグ類の引渡報告を行った日ではありません。

☆処理個数☆
車台に装備されていた個数ではなく、実際に車上作動処理にて処理をした個数を記録してください。
※事故で既に作動済みのもものは処理個数に含まれません。

☆エアバッグ類
移動報告引渡日☆
管理台帳の実績をもとにエアバッグ類の引渡報告を行った日を記入してください。
※旧フォームは項目がありませんので追加してください。

☆車上作動方式☆
エアバッグを個別作動で処理されたか、一括作動で処理されたかを記入してください。

☆確認者☆
作業場の責任者に車上作動処理が適正に実施されたことを確認いただき、作業場の責任者のサインを記入、または、押印してください。

☆解体自動車の引渡先および引渡日☆
車上作動処理の実績管理において不審な点があった場合は、解体自動車の引渡先である破砕業者等へも調査させていただく場合がありますので、必ず記入してください。
※前破砕工程・破砕工程を兼務している場合には、自社名を記入してください。

自再協HP「各種マニュアル・書式集 (<http://www.iarp.org/12/02.html>)」から
管理台帳フォームがダウンロードできますので、ご利用ください。

(3) イレギュラー対応

よくある事例をご紹介します。

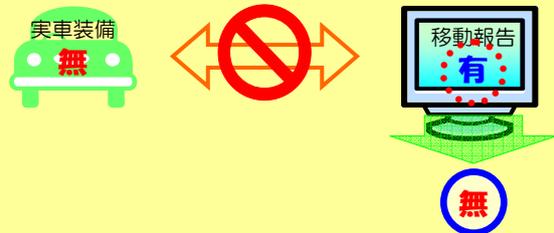
このようなケースが発生した場合は以下のような方法で対応します。

- ① 前工程からエアバッグ類「無」で移動報告されてきたが、実車にはエアバッグ類が装備されている。



実車装備と移動報告の装備情報を整合する必要があります。
せっかく作業しても料金が支払われなくなるので、引取業者に装備情報を「無」から「有」へ修正するよう依頼します。

- ② 前工程からエアバッグ類「有」で移動報告されてきたが、実車にはエアバッグ類が装備されていない。



実車装備と移動報告の装備情報を整合する必要があります。
移動報告を完了させることができなくなるので、引取業者に装備情報を「有」から「無」へ修正するよう依頼します。

- ③ 車台詳細情報では「機械式エアバッグ」となっているが、実車には「電気式エアバッグ」が装備されていた。

取外回収と車上作動処理のどちらを行えばいいか？



同じ車種でもモデルチェンジのタイミングにより「機械式エアバッグ」装備車と「電気式エアバッグ」装備車が混在するケースがあり、古い車両には自動車メーカー等でも情報を把握し切れていない場合があります。
車台詳細情報で「機械式エアバッグ」となっているが、実車の装備が「電気式エアバッグ」であれば車上作動処理を行います。

II. 引取工程の適正・適切な業務

1. 業務手順

引取業者としての引取・引渡業務は、以下の手順で実施してください。

実車装備の確認

使用済自動車を引き取ったら、エアコンの有無・フロン類の種類別、およびエアバッグ類の有無を**実車**で確認します。

リサイクル料金の預託確認

リサイクル料金が預託済みか否か、また、預託済みの場合は実車の装備通りに預託されているかを確認します。

※ すでに ASR 料金が預託済みであっても、フロン類・エアバッグ類の料金が預託されていない場合は、改めて不足分を預託する必要があります。

※ 装備も含めすべての料金が預託済みであっても、事故等で処理の必要がない場合は装備「無」で引き取ります。

引取報告・引渡報告の実施

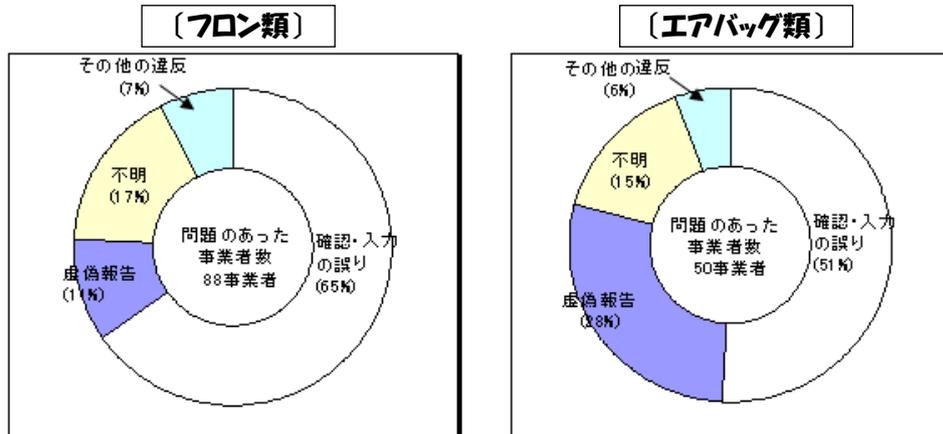
リサイクル料金が預託済みであることを確認し、引取報告を行い、装備の状況に応じ引渡報告を実施。

〔調査結果〕

2007年5月14日に環境省が公表した「使用済自動車のフロン類及びエアバッグ類に関する装備情報に対する調査・指導結果について」によると、フロン類について88事業者（調査実施事業者の15%）、エアバッグ類について50事業者（調査実施事業者の14%）で装備の確認を怠っている等の事例が認められ、これらすべてに対し各都道府県等より2007年3月までに指導・勧告等が行われたとのことです。

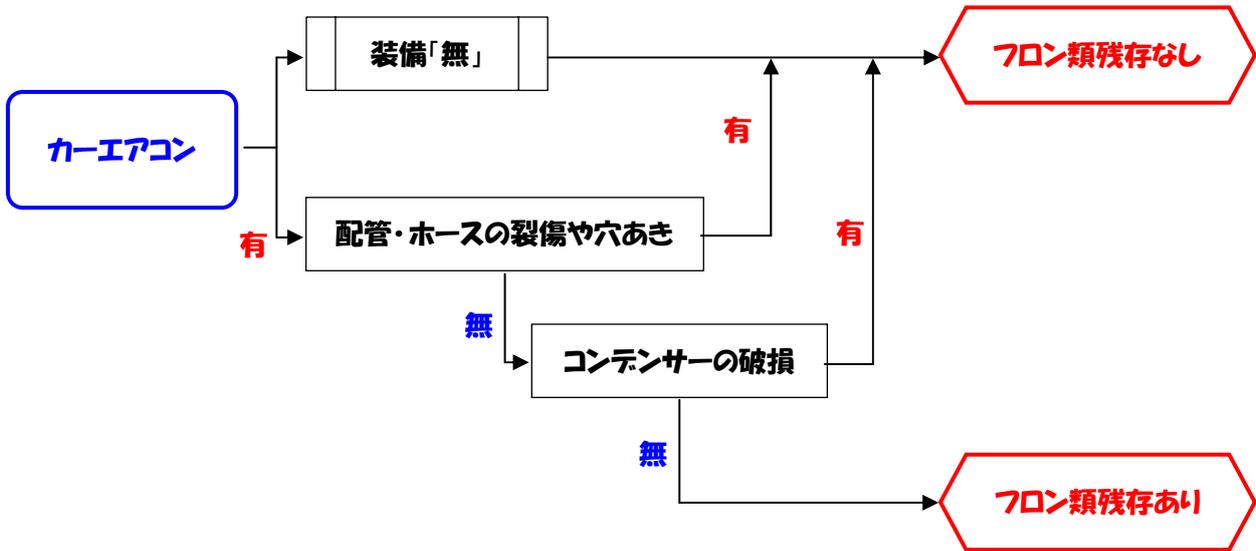
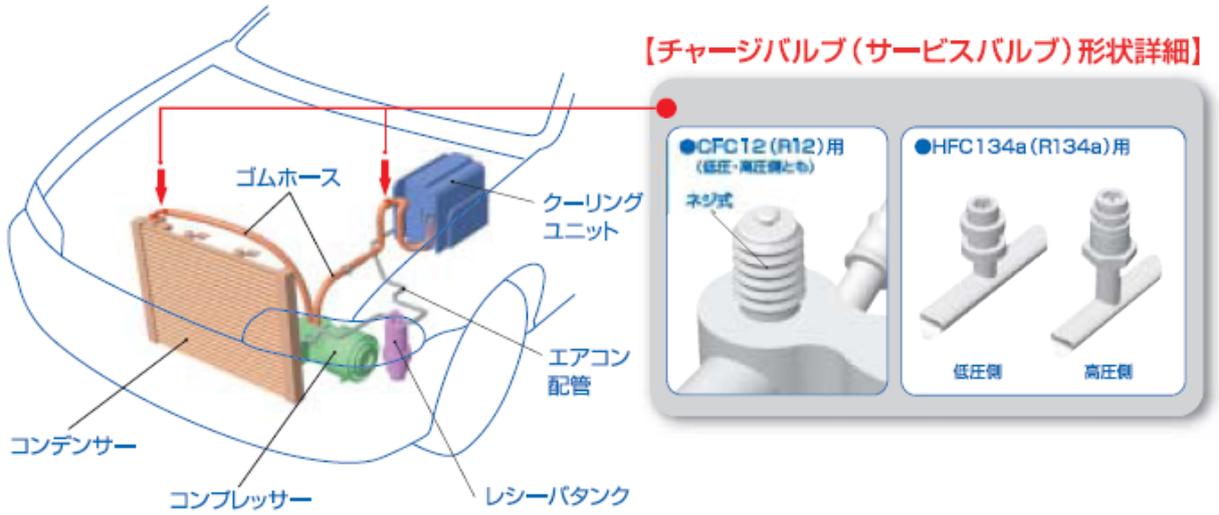
調査対象事業者の状況		フロン類	エアバッグ類
要調査自治体数		101	93
調査実施自治体数		101	92
未実施自治体		-	1
調査実施事業者数		583	349
対応	確認を怠る等の問題のあった事業者数	88	50
	指導	34	20
	勧告	6	4
	指摘	48	26
その他の違反事業者		7	3

また、上記違反等の事例に則して分類すると下図のような状況であったとのことです。



2. 業務内容

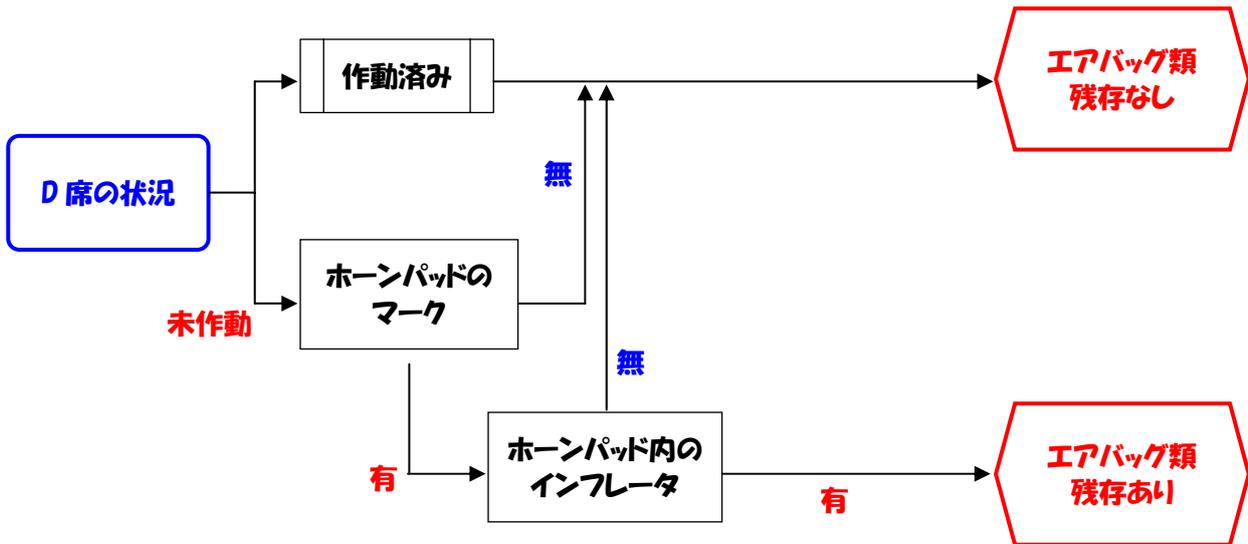
(1) フロン類残存の判別方法



(2) エアバッグ類残存の判断方法
エアバッグ類装備位置の概略



運転席 (D席) エアバッグの確認



シートベルトフリテンショナーの確認

